



☆ インボイス記入表 (切り離してご使用ください)

令和 5年 12月 14日 発行

売上先名称・氏名	住所	T番号	年間売上高
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円
仕入先名称・氏名	住所	T番号	年間仕入高
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円
		T□□□□□□□□□□□□□□□□	, , 円

令和5年分の年末調整注意事項	令和5年分青色申告会員必携		
① 給与所得控除と公的年金等控除の見直し ■控除額を一律10万円引き下げる。(前年同様) ■上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、上限額を195万円に	青色申告会員必携は有料で販売する旨、9月にご案内済みですが予備が少々ございます。ご入用の方は職員に申し出て下さい。 会員特別価格297円で販売します。 在庫が無くなり次第、終了します。		
② 配偶者、扶養親族等の所得要件の調整 ■配偶者控除・扶養控除の要件：合計所得金額 48万円以下 ■配偶者特別控除 合計所得金額 48万円超 133万円以下	★ 記帳代行募集中 ★ 貴方は日計表に日々の取引を記入するだけ。後は通帳・領収書等を添えて事務局に依頼するだけで青色申告特別控除65万円が適用(費用はデータ量により)		
③ 基礎控除 ■48万円 (前年間違えてある方がいらっしゃいました) 但し合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に引き下げら2,500万円を超えると控除額は0円になります。	☆ 無料相談会のご案内 ☆ 弁護士と税理士による無料相談会を毎月行なっております。一人で悩まずにお気軽にご相談下さい。(☎ 予約制)		
④ 所得金額調整控除の導入 ■給与所得のみの場合の調整は次のいずれかに該当する本人が特別障害者に該当する場合、又は23歳未満の扶養親族や特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は。	☆法律相談 1月22日(月) 13:30~ 堀田弁護士 ☆法律相談 2月20日(火) 13:30~ 安田弁護士 ☆法律相談 3月19日(火) 13:30~ 森弁護士 ◆税務相談 1月30日(火) 13:50~ ◆税務相談 2月10日(土) 13:50~ ◆税務相談 2月28日(水) 13:50~ ◆税務相談 3月 2日(土) 13:50~ ◆税務相談 3月 9日(土) 13:50~ ◆税務相談 3月29日(金) 15:00~		
⑤ ひとり親控除と寡婦控除(年末調整) (1) 夫と死別、事実婚無し、総所得金額48万円以下の子あり、合計所得700万円 →本人が合計所得500万円超なので寡婦にもひとり親にも該当しない【控除無】 (2) 未婚、事実婚なし、総所得金額48万円以下の子あり、合計所得450万円 →本人が合計所得500万円以下なのでひとり親に該当する【35万円控除】 (3) 夫と離婚、事実婚なし、扶養親族(子以外)あり、合計所得500万円 →本人が合計所得500万円以下なので寡婦に該当する【27万円控除】 (4) 妻と死別、事実婚なし、総所得金額48万円以下の子あり、合計所得500万円 →本人が合計所得500万円以下なのでひとり親に該当する【35万円控除】 (5) 夫と離婚後事実婚、子あり、合計所得330万 →事実婚の状況にあれば寡婦にもひとり親にも該当しない【控除無】	『青色共済』+『傷害特約』 速やかな給付・大きな安心…病気と怪我の総合補償 共済会費…月額1,000円 → 相互扶助 → 必要経費 傷害特約…月額1,250円 → 怪我の通院は1日目から 申込締切日 5月15日 補償開始日 6月1日		
◆ 社会保険の保険料率 ◆			
会社と被保険者負担	令和5年3月分~	本人負担 (1/2)	
健康保険	10.36%	5.18%	青色申告特別控除について 青申会に決算書の作成を依頼されていない自計の方で電磁的記録による保存・承認申請を受けていない方は複式簿記で記帳されていても青色申告特別控除額は55万円が上限です。決算書(紙)・申告書(会よりe-Tax)
介護保険	1.82%	0.91%	
厚生年金	18.30%	9.15%	
全額会社負担	令和2年4月分~	本人負担	
子ども子育て拠出金	0.36%	0.00%	
◆ 令和5年度の雇用保険料率のお知らせ ◆			※ お知らせ ※
	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	0.60%	0.95%	1.55%
建設の事業	0.70%	1.15%	1.85%
農林水産の事業	0.70%	1.05%	1.75%
* 福岡県の最低賃金は令和5年10月6日より941円になっています! ご注意下さい			
令和6年新年祝賀会について		事務局冬季休業日	
R5年11/9の理事会におきましてR6年新年祝賀会は行わない事となりました		令和5年12月29日(金)~令和6年1月4日(木)	
R6年6/5(水)の創立70周年記念総会(式典)に是非ご参加ください。		令和6年1月5日(金)から通常業務になります	